

平成25年1月4日

各位

株式会社 京都銀行
取締役頭取 高崎 秀夫

不祥事件の発生について

今般、弊行八日市支店におきまして元行員による不祥事件が下記のとおり発生いたしました。

信用を第一とする金融機関といたしまして、このような事態を招き、お客さまをはじめ関係の皆様方に多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを深く反省し、心からお詫び申し上げます。

なお、当該元行員は、平成24年12月4日にお客さまからの照会があった時点から失踪しておりましたが、平成25年1月2日東近江署に出頭後逮捕されております。

記

1. 事件の概要

弊行八日市支店元行員（41歳・男性・元係長）が、平成24年11月に、お客さまからご依頼を受けた定期預金の解約払戻金5百万円を着服していたものです。

平成24年12月に、お客さまからの照会により行内で調査した結果、判明したものです。

現在、滋賀県警察（東近江署）において、本人から事情を聴取し、余罪の有無や犯行の経緯、動機などについて調査中です。

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、事情を説明のうえ、深くお詫び申し上げるとともに、お客さまの被害金につきましては、全額弁済させていただきました。

なお、着服金につきましては、当該元行員の家族の抛出により全額回収しております。

3. 関係当局への届出

監督官庁等関係機関に報告するとともに、警察には被害届けを提出しております。

4. 人事処分

当該元行員につきましては、平成24年12月19日付けで懲戒解雇しております。

5. 今後の対応

弊行は、法令等遵守を経営の最重要課題と位置づけ、コンプライアンスの徹底に努めてまいりましたが、今般の不祥事件を厳粛に受け止め、引続きコンプライアンス教育の再徹底を図り、信頼回復に向けて全役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

6. お問い合わせ先

本件に関するお客さま専用のお問い合わせ窓口は以下のとおりです。

電話番号	: 0120-075-202 (フリーダイヤル)
受付時間	: 平日の午前9時から午後5時まで

以 上